

福島医発第 2503 号 (総)

平成 23 年 3 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

輸血による肝炎ウイルス等への感染が疑われた場合の対応についてのお願い

標記につきまして、福岡県保健医療介護部薬務課長を通じ、厚生労働省医薬食品局安全対策課長・血液対策課長から連名で別紙のとおり依頼がまいりましたのでお送り致します。

今般、輸血によるC型肝炎ウイルスへの感染が疑われる症例が2例報告されました。この2例は同一の献血血液に因るものであり、1例目の感染が疑われた時点で情報提供があれば2例目の感染が防げた可能性があるものであったとのことです。

つきましては、血液感染の拡大防止を徹底する為、医療機関において、輸血前後の検査の結果、肝炎ウイルス等の病原体への感染が新たに疑われた場合には、日本赤十字社に対し速やかに情報提供していただきますよう、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

公印省略

22薬第3387号

平成23年3月10日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

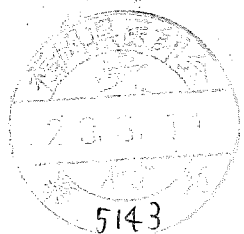
(生産指導係)

輸血による肝炎ウイルス等への感染が疑われた場合の対応についてのお願い

本県の薬事行政につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件について、平成23年3月2日付け薬食安発0302第1号、薬食血発0302第1号により、別添のとおり厚生労働省医薬食品局安全対策課長・血液対策課長から連名で通知がありました。

つきましては、医療機関において、輸血前後の検査の結果、輸血による肝炎ウイルス等の病原体への感染が新たに疑われた場合の日本赤十字社に対する速やかな情報提供のお願いについて、貴会関係者に周知いただきますようお願いいたします。





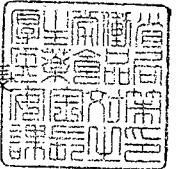
薬食安発 0302 第 1 号

薬食血発 0302 第 1 号

平成 23 年 3 月 2 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



輸血による肝炎ウイルス等への感染が疑われた場合の対応についてのお願い

日頃より、血液行政の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

輸血による肝炎ウイルス等への感染リスクは、高感度の検査の導入等により、以前と比較して大幅に減少していますが、今般、3年ぶりに輸血によるC型肝炎ウイルスへの感染が極めて疑われる症例が2例報告されました。この2例は、同一献血血液から製造された赤血球製剤及び新鮮凍結血漿製剤(※)の輸血によるもので、1例目の赤血球製剤の使用による感染が疑われた時点で、速やかに医療機関から日本赤十字社へ情報提供がなされていれば、遡及調査により2例目の感染は防げた可能性があったものです。

つきましては、感染拡大防止の観点から、医療機関において、輸血前後の検査の結果、輸血による肝炎ウイルス等の病原体への感染が新たに疑われた場合には、日本赤十字社に対し速やかに情報提供していただきますよう、貴管内医療機関に対し改めて周知方、お願いいたします。

なお、血液製剤に関する遡及調査の具体的な実施方法については、平成17年3月10日付薬食発第0310010号厚生労働省医薬食品局長通知「血液製剤の遡及調査について」の別添「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」によりお示ししていることを申し添えます。

(※) 同一の全血献血血液からは、赤血球製剤と新鮮凍結血漿が製造されます。赤血球製剤の有効期限は採血後21日間であるのに対し、新鮮凍結血漿は日本赤十字社で6か月貯留保管後に出荷され有効期限は採血後1年間です。

(参考) 血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/5anzen4.html>

